

県産米「彩のきずな」PR活動等委託業務企画提案募集要項

1 募集内容

- (1) 委託業務名 県産米「彩のきずな」PR活動等委託業務
- (2) 業務内容 別添仕様書のとおり
- (3) 委託期間 委託契約締結日から令和3年3月12日まで
- (4) 委託費の限度額 4,000千円（消費税を含む）

2 募集資格の要件

次の要件を全て満たしている法人とする。

- (1) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札の参加資格を有しない者
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをした者又は更生手続開始の申立てをされた者
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再手続開始の申立てをした者又は申立てをされた者
 - エ 募集の日から審査結果の公表の日までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止等の措置を受けている者
 - オ 募集の日から審査結果の公表の日までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けている者
- (2) 随時、迅速かつ具体的な連絡、調整、協議等が可能な者であること。

3 委託契約までの手順（予定）

- (1) 企画提案募集開始 令和2年6月12日（金）
- (2) 質問受付期間 募集開始から6月19日（金）午後4時まで
- (3) 質問に対する回答 6月24日（水）
- (4) 企画提案書等提出 7月 3日（金）
- (5) 企画提案者への質問送付 7月13日（月）
- (6) 企画提案者からの質問回答 7月17日（金）正午まで
- (7) 審査結果の通知 7月29日（水）
- (8) 委託契約の締結 7月下旬

4 募集要項等の配布

埼玉県農林部生産振興課ホームページからダウンロードする。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0904/komemugidaizu/kizuna2020.html>

5 質問事項について

(1) 受付期間

募集開始から6月19日(金)午後4時まで

(2) 提出方法

質問事項は、質問書(様式3)に質問内容を記載のうえ、電子メールで生産振興課主穀担当あて送付すること。口頭での質問は受け付けない。

電子メール：a4130-03@pref.saitama.lg.jp

なお、提出した場合は、必ず電話による到達確認を行うこと。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、質問した法人名等を伏せた上で、生産振興課ホームページに掲載する。

6 企画提案書の提出

(1) 提出書類

ア 県産米「彩のきずな」PR活動等委託業務企画提案書(様式1)

イ 法人概要調書(様式2)

ウ 本業務を運営していく際の実施体制(様式任意) ※責任者を明示すること

エ 見積書(様式任意) ※算出根拠を明示すること

(2) 提出部数

10部

(3) 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は「書留」とすること。)

(4) 提出先

埼玉県農林部生産振興課 主穀担当

※ 「10 問い合わせ先及び書類の提出先」を参照。

(5) 提出期限

7月3日(金)まで(必着)

(6) 応募書類の取扱い

提出された書類は、返却しない。

(7) その他

ア 応募書類の作成・提出に要する経費は、企画提案者の負担とする。

イ 企画提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効とする。契約締結後に虚偽が発覚した場合には、当該契約を解除する。

ウ 企画提案書類の提出後に応募を辞退する場合は、生産振興課に対し速やかに連絡するとともに、その旨を文書(様式任意)に記載のうえ提出すること。

7 委託候補者の選定

(1) 審査方法

提案書の内容を基に、別に定める審査・選定基準に基づき、県産米「彩のきずな」PR活動等業務委託候補者選定委員会(以下、「選定委員会」という。)において書面にて選定する。

また、書面による審査にあたり、以下のとおり選定委員会から企画提案者へ質問を

行う場合がある。

ア 選定委員会は、提出書類等を確認し、質問事項を7月13日（月）までに電子メールで企画提案者へ送付する。

イ 企画提案者は、質問事項等に関する回答を作成し、7月17日（金）正午までに電子メールで提出する。

電子メール：a4130-03@pref.saitama.lg.jp

8 審査結果の通知

7 委託候補者選定イの回答を踏まえ、提出書類等に基づく審査を実施し、7月29日（水）に選考結果を応募者へ通知するとともに、受託事業者の名称を県のホームページで公表する。

9 契約方法

契約予定者と事業内容等の詳細について協議し、契約内容が合意に至った場合は、随意契約により契約を締結する。

なお、選定後であっても、契約予定者に業務を遂行できない重大な事由が判明した場合は、委託契約を締結しないことがある。

10 問い合わせ先及び書類の提出先

〒330-9301

さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県農林部生産振興課 主穀担当

TEL：048-830-4145

FAX：048-830-4843

E-mail：a4130-03@pref.saitama.lg.jp